

令和元年度



健全化判断比率等審査意見書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)



人と町がつながる
コトウライフ
KOTOURA LIFE

琴浦町監査委員

表紙イラスト説明・・・琴浦町人口減対策のロゴマーク

目 次

1 令和元年度財政健全化比率等審査意見書	1
----------------------------	---

【用語説明】

- 実 質 収 支 : 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- 単 年 度 収 支 : 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
- 実 質 単 年 度 収 支 : 単年度収支に、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金及び繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を差し引いた額
- 実 質 赤 字 比 率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、一般会計等の実質収支(赤字)の割合
- 連 結 実 質 赤 字 比 率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、全会計の実質収支(赤字)の割合
- 実 質 公 債 費 比 率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、公債費(借金返済)の割合
- 将 来 負 担 比 率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、将来的に負担する可能性のある借金の割合
- 資 金 不 足 比 率 : 事業規模(会計の収入)に占める、資金不足の割合
- 早 期 健 全 化 基 準 : 財政状況はかなり悪化しているが自主的な努力により何とか財政の健全化が図られる
(イエローカード)
- 財 政 再 生 基 準 : 財政状況はかなり悪く、国・県の強力な関与のもとで確実な財政再生を実行しなければ
(レッドカード)
- 経 常 収 支 比 率 : 義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ること
により当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

【算定式】

$$\frac{\text{(経常経費充当一般財源)}}{\text{(経常一般財源総額) + (減収補填債特例分) + (臨時財政対策債)}}$$



発 監 第 20 号

令和 2 年 8 月 20 日

琴浦町長 小 松 弘 明 様

琴浦町監査委員 稲 田 裕 司



同 桑 本 始



令和元年度地方公共団体の財政の健全化法に基づく琴浦町の健全化
判断比率及び資金不足比率の審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の
規定に基づき、審査に付された令和元年度決算に係わる財政健全化判断比率及び資金
不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査結果に
ついて、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、琴浦町監査基準に準拠し、町長から提出された令和元年度琴浦町健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係職員の説明を聴取し審査手続きを実施した。

については、本事業の経営内容を把握するため、係数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

2 審査の期日

令和2年7月15日(水)～ 7月21日(火)

3 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された、健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

第1表【財政健全化判断比率】

(単位:%)

比率区分	令和元年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— ※赤字無し	14.33	20.00
②連結実質赤字比率	— ※赤字無し	19.33	30.00
③実質公債費比率	14.2 ※対前年度0.4ポイント悪化	25.00	35.00
④将来負担比率	118.6 ※対前年度同率	350.00	
⑤資金不足比率	資金不足はなく、数値なし。		

(2)個別意見

▼財政判断比率、資金不足比率

早期健全化基準(超過の場合、起債の許可制度への移行)及び財政再生基準(超過の場合、財政健全化団体(起債制限)への移行)は、数値なし。また、基準を下回っている。

① 実質赤字比率

標準財政規模に対する普通会計(一般、住新会計)の実質赤字額の割合。
赤字はなく、数値なし。

② 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する連結実質赤字額(普通会計、すべての特別会計、公営企業会計)の割合。
各会計において赤字はなく、数値なし。

③ 実質公債費比率【令和元年度:14.2%】(対前年度:0.4ポイント悪化)

【悪化の要因】

- ・準元利償還金 +22,903千円（下水道事業特別会計繰出金の増加）。
- ・特定財源 △7,708千円
〔市町村合併支援交付金 △9,772千円（合併後15年経過に伴う皆減による。）〕
- ・標準財政規模 △78,194千円
〔普通交付税 △10,771千円、臨時財政対策債発行可能額 △70,839千円〕
（合併算定替による縮減が △90%となったことによるもの。）

【改善の要因】

- ・地方債の元利償還金 △24,792千円（昨年度の高利率の起債の繰上償還、利子見直し、借入抑制によるもの）。

第2表【実質公債費率の状況】

(単位:千円)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1,509,722	1,534,514	1,504,170
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金	552,259	529,356	506,023
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	28,322	26,984	40,987
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	1,434	1,602	1,985
特定財源の額	56,680	64,388	62,970
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	411,696	408,328	417,344
災害普及費等に係る基準財政需要額	882,766	886,445	851,179
基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	9,570	9,589	9,484
標準税収入額等	2,223,285	2,219,869	2,115,895
普通交付税額	3,831,801	3,842,572	4,032,231
臨時財政対策債発行可能額	208,266	279,105	301,367

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
実質公債費比率(単年度)	14.74043	14.36727	13.77144
実質公債費比率(3カ年平均)	14.2		

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(債務)の標準財政規模に対する比率。

この数値が大きいほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなる。

令和元年度は、118.6%で、平成30年度 118.6%(前年度:100.0%)。対前年度同値であった。

将来負担比率は、減少傾向にある。

将来負担額は、△802,667千円と改善しているが、基準財政需要額算入見込額は、△441,358千円悪化している。(普通交付税、臨時財政対策債発行可能額が減額となったことに起因する。)

⑤資金不足比率

対象は、水道事業、農業集落排水事業、下水道事業、船上山発電所管理の4会計。

いずれも資金不足はなく、数値なし。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。